

**【感染症情報】フィリピンにおける新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の対応について
(その168:「グリーン」・「レッド」・「イエロー」国
／地域／管轄区域の変更)(10月28日発表)**

【ポイント】

●10月28日、フィリピン政府は、11月1日から11月15日までの「グリーン」・「イエロー」・「レッド」国／地域／管轄区域を変更することを発表しました。

なお、日本は、この「イエロー」国／地域／管轄区域に該当します。

【本文】

1 10月28日、フィリピン政府は、11月1日から11月15日までの「グリーン」・「レッド」・「イエロー」国／地域／管轄区域について、該当する国・地域等を以下のとおり変更することを発表しました。

なお、日本は、この「イエロー」国／管轄地域に該当します。

(1) 「グリーン」国／管轄区域／地域

アルジェリア、アメリカ領サモア、ブータン、ブルキナファソ、カメルーン、チャド、中国(本土)、コモロ、クック諸島、エリトリア、フォークランド諸島(マルビナス諸島)、香港、キリバス、マダガスカル、マリ、マーシャル諸島、ミクロネシア連邦、モントセラト、ナウル、ニュージーランド、ニカラグア、ニジェール、ニウエ、北朝鮮、北マリアナ諸島、パラオ、ポーランド、サバ(オランダ領)、セントヘレナ、サンピエール島・ミクロン島、サモア、シエラレオネ、シント・ユースタティウス、ソロモン諸島、スーダン、シリア、台湾、タジキスタン、タンザニア、トケラウ、トンガ、トルクメニスタン、ツバル、ウズベキスタン、バヌアツ、イエメン

(2) 「レッド」国／管轄区域／地域

ラトビア

(3) 「イエロー」国／管轄区域／地域

上記(1)、(2)に記載されていない他の全ての国/管轄地域。

※「グリーン」・「イエロー」・「レッド」国／地域／管轄区域からの入国

する渡航者のプロトコルはにつきましては、これまで同様となります
(https://www.ph.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00597.html 参照)。

2 在留邦人及び短期渡航者の皆様におかれては、感染予防に万全を期すとともに、コミュニティ隔離措置、感染状況、医療事情、航空便、入国に係る規制（検査・検疫措置を含む。）等に関する最新情報に引き続き注意してください。

【関連情報】

- 新興感染症に関する省庁間タスクフォース（IATF）（決議第 146-B 号（「グリーン」・「レッド」・「イエロー」国／地域／管轄区域の変更）
<https://www.officialgazette.gov.ph/downloads/2021/09sept/20211028-IATF-Resolution-146-B.pdf>

+++++

【以下、新型コロナウイルス関連情報】

- 当館ホームページ（フィリピン国政府の発表・関連情報等（フィリピンへの入国を予定の方へ）
https://www.ph.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00309.html

（問い合わせ窓口）

- 在フィリピン日本国大使館
住所：2627 Roxas Boulevard, Pasay City, Metro Manila
電話：（市外局番 02）8551-5710
（邦人援護ホットライン）（市外局番 02）8551-5786
FAX：（市外局番 02）8551-5785
ホームページ：http://www.ph.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html
- 在セブ日本国総領事館
住所：7th floor, Keppel Center, Samar Loop cor. Cardinal Rosales Ave., Cebu Business Park, Cebu City
電話：（市外局番 032）231-7321
FAX：（市外局番 032）231-6843
ホームページ：https://www.cebuph.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html
- 在ダバオ日本国総領事館

住所：4th Floor, B. I. Zone Building, J. P. Laurel Avenue, Bajada,
Davao City 8000

電話：（市外局番 082）221-3100

FAX：（市外局番 082）221-2176

ホームページ：https://www.davao.ph.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html